ＡＷＳ支払い代行サービス利用約款

ＮＲＩネットコム株式会社（以下「当社」といいます）は、この約款（以下「本契約」といいます）によってお客様にサービスを提供します。

第１条（目的）
１．本契約は、当社がお客様に提供するサービスの基本的な提供条件を定め、サービスの円滑な遂行を図ることを目的とします。

第２条（サービスの内容等）
１．サービスの内容、サービスの期間（以下「契約期間」という）、利用料金、支払方法その他必要事項は、本契約の適用を受ける旨が記載された注文書及び注文請書（以下「注文書等」という）に記載の通りとします。
２．本契約は準委任契約（履行割合型）であり、技術支援サービスや成果等の完成を目的とした請負契約ではありません。

第３条（定義等）
１．本契約において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによるものとします。但し、文脈上一般的な用語として使用されていることが明らかな場合は、この限りではありません。
①他社サービス・・・当社が第三者から提供を受け、お客様に再提供する他社のサービスをいいます。
②附加サービス・・・他社サービスに付随して当社が提供する、調査、分析、助言、情報提供ならびに他社サービスの導入、および関連するシステムの開発、テスト、運用、保守等の当社のサービスをいいます。
③本サービス・・・・他社サービス及び附加サービスをいいます。
④プロバイダ・・・・他社サービスを提供する第三者をいいます。
⑤技術資料・・・・・本サービスをお客様と当社が利用するにあたり当社が必要に応じて提示するマニュアル、仕様書等をいいます。

第４条（他社サービスの提供）
１．当社がお客様に提供する他社サービスの内容やサービスレベルは、プロバイダが当社に対して提供するものと同等とします。また、本契約の条件と当社とプロバイダが締結する他社サービスに関する契約の条件に相違ある場合は、注文書等に特段の定め無き限り、後者が優先して適用されるものとします。このため当社は、お客様の求めがある場合は、プロバイダの名称をお客様に通知し、且つ当社又はプロバイダの営業秘密に相当する部分を除きプロバイダとの契約の内容をお客様に開示します。
２．プロバイダによる他社サービスの全部又は一部が中止あるいは変更された場合、当該部分につき他社サービスも中止あるいは変更されます。
３．お客様が他社サービスを利用するにつき、プロバイダの直接の承認が必要な場合は、お客様は当該プロバイダの承認を取得するものとし、当社はこれに協力します。なお、プロバイダがお客様に対する他社サービスの提供を拒んだときには、お客様は、当該他社サービスにつき利用ができなくなる場合があることを予め承諾し、これに異議を唱えないものとします。
４．お客様は、他社サービスについて、プロバイダの破産、廃業、転業、吸収、合併、処分あるいは事業方針の変更等のやむを得ない事情が発生した場合、その全部又は一部の利用ができなくなる場合があることを承諾し、これに異を唱えないものとします。
５．第１６条の定めにかかわらず、お客様は、当社とプロバイダとの契約に基づく要求があった場合、当社が本契約の写しを当該プロバイダに提示することを、予め承諾します。

第４条の２（AWSの提供）
１．他社サービスがAWSの場合、当社がお客様に提供するAWSの内容やサービスレベルは、AWS Customer Agreement、その他AWS社の定める条件（以下あわせて「AWS条件」という）と同等とします。また、本契約の条件とAWS条件に相違ある場合は、注文書等に特段の定め無き限り、後者が優先して適用されるものとします。
２．AWS社による他社サービスの全部又は一部が中止あるいは変更された場合、当該部分につきAWSも中止あるいは変更されるものとします。
３．お客様は、AWSについて、AWS社の破産、廃業、転業、吸収、合併、処分あるいは事業方針の変更等のやむを得ない事情が発生した場合、その全部又は一部の利用ができなくなる場合があることを承諾し、これに異を唱えないものとします。
４．第１６条の定めにかかわらず、お客様は、当社とAWS社との契約に基づく要求があった場合、当社が本契約の写しをAWS社に提示することを、予め承諾します。

第５条（附加サービスの提供）
１．附加サービスにつき納入物件が生じる場合、納入物件の所有権は、その対価の支払完了をもってお客様に帰属するものとし、お客様は納入物件を日本国内においてお客様の通常業務の処理目的（お客様の社内で業務委託先がお客様の通常業務処理を行う場合を含みます）に限って、使用できるものとします。
２．附加サービスは、特段の書面による定め無き限り準委任を旨として提供されるものとし、当社の責任は善良なる管理者の注意義務をもって、サービスを提供することに限定されるものとします。
３．前項の定めに係わらず、請負を旨とした附加サービスについては、以下の各号が適用されるものとします。
①当社はお客様に対して、納入物件を納入するものとします。
②当社は納入日までに、納入物件が納入できないと判明した場合は、ただちにその旨をお客様に申し出、あらためてお客様と当社が協議し、納入日を定めるものとします。
③お客様は、当社より納入物件の納入を受けた後、検収期間（特段の定めがない場合は、納入物件の納入から３日間とします）内に検収し、契約不適合（納入物件がコンピュータプログラムである場合は、仕様書や設計書の記載事項とプログラムの動作の不一致を指し、ドキュメントである場合は、落丁、乱丁、破損、汚損及び誤字、脱字を指すものとします。）があったときは直ちに書面により当社に通知するものとします。なお、検収期間中に、お客様から当社への通知無き場合、納入物件に契約不適合がないものとみなします。
④前項の定めに係わらず、お客様が検収期間中に納入物件を検収日の以外の日的に使用した場合には、検収日の以外の日的に使用した日をもって検収終了日とします。
⑤第③号により通知のあった契約不適合については、それが当社の責に帰すべき事由によるときは、当社はお客様の請求により検収期間経過後３０日間無償でその修補にあたるものとします。なお、当社の契約不適合責任は本項に定めるところによるものとします。

第６条（提供時間帯）
１．　本サービスの提供時間帯は注文書等に記載の通りとします。

第７条（利用料金）
１．本サービスの利用料金及びその支払条件は、注文書等に記載の通りとします。なお、利用料金にかかる消費税等相当額及び支払にかかる費用は、お客様が負担するものとします。
２．経済事情等の変動又は本サービスのサービス内容等に変更が生じたときは、当社は、お客様に対する利用料金変更の効力発生を希望する日（以下「料金変更効力発生日」という）の３０日前の書面による通知により、利用料金を変更することができるものとします。但し、お客様と当社協議の上これと異なる合意を成す事を妨げるものではありません。
３．お客様は、前項の通知を受領後３０日以内に当社に対し書面による通知をして、料金変更効力発生日以降のお客様の指定する日（以下「解約効力発生日」という）をもって本サービスを解約することができるものとします。この場合、当社は、サービスの移行が円滑に行われるよう有償又は無償で協力するものとします。
４．お客様が当社に対し前項の通知をしなかったときは、料金変更効力発生日をもって、利用料金が変更されるものとします。
５．お客様が第３項の通知をした場合も、料金変更効力発生日から解約効力発生日までの期間については、変更後の利用料金が適用されるものとします。

第８条（支払の遅延）
１．お客様が利用料金の支払を遅延した場合は、当社はお客様に相当な期間を定めて書面により催告し、なお支払がないときには、支払を受けるまで、本サービスの提供を中止することができるものとし、これによりお客様に生じた損害については、当社はその賠償の責を負わないものとします。
２．本条の定めは当社によるお客様に対する遅延損害金（遅延期間につき年率１４．６％とします）の請求を妨げるものではないものとします。

第９条（知的財産権）
１．本サービスに関する一切の著作権及び産業財産権は、当社又は当社以外のその他の使用許諾者に帰属しています。

第１０条（お客様のサービスの接続等）
１．お客様は、本サービスを利用するにあたり、お客様又はお客様が指定する者のソフトウェア、システム又はサービス（以下「お客様サービス」といいます）を本サービスと接続する等して利用する場合、事前の書面により、当社にその旨を通知するものとします。
２．前項に基づくお客様サービスの接続が本サービスの正常な稼働に影響を及ぼすと当社が判断した場合、当社はお客様に対してお客様サービスの接続の中止を求めることがあります。また緊急の場合、お客様以外の本サービスの利用者を防御するために、当社はお客様に対する事前又は事後の通知をもって、本サービスの提供を中断又は本サービスとお客様サービスの接続を停止することができるものとします。

第１１条（障害時の対応）
１．お客様及び当社は、本サービスに関して何らかの不具合、障害等を発見した時には、直ちに相手方と連絡を取りその処置について協議するものとします。

第１２条（提供の中止）
１．当社は、次の各号のいずれかに該当する場合において、緊急やむをえない場合を除きあらかじめその理由、実施期日及び実施期間をお客様に通知したうえで本サービスの提供を停止することができるものとします。
①電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
②電気通信設備の障害等やむをえない事由があるとき。
③通信回線運営会社、インターネット接続プロバイダがサービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことが困難になったとき。
④第三者からの不正な接続等が発見され、これを防ぐことが困難なとき。

第１３条（資料提供）
１．当社は、本サービスの提供に関し、技術資料をお客様に開示することがあるものとします。
２．お客様は、技術資料を本サービスを利用する目的以外の目的には使用せず、第三者へ開示・漏洩しないよう善良なる管理者の注意義務をもって管理し、及び保管するものとします。

第１４条（稼働環境）
１．本サービスを利用するために必要とされる端末装置等の推奨環境は注文書等に記載がある場合は当該記載の通りとします。ただし当社がお客様の現実の稼働環境を確認した場合を除き、当社は推奨環境における本サービスの完全なる稼働を保証するものではありません。またお客様が端末装置等に、本サービスを利用するために必要とされる以外のソフトウェアをインストールした場合、当社は本サービス及びその他のソフトウェアの稼働を保証しません。

第１５条（使用の制限）
１．お客様は、本サービスについて次の各号記載の行為を行ってはならないものとします。
①本サービスの全部又は一部を構成するソフトウェアの複製、公衆送信又は自動公衆送信可能な装置へのインストール
②本サービスの全部又は一部を構成するソフトウェアの改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル。
③本サービスの、第三者への使用許諾又は提供（譲渡、転貸、担保提供を含むがこれに限らない）。
④本サービスの使用につき端末機器の指定がある場合は、当該端末機器以外の機器での使用。
⑤本サービスを使用するためのID及びパスワードがある場合は、ID及びパスワードの内容の第三者への漏洩、又はその第三者への使用許諾。
⑥上記以外で、本サービスに関する知的財産権又は企業秘密を侵害する行為。

第１６条（機密保持）
１．お客様及び当社は、本サービスの遂行にあたり、相手方の事前の書面による承諾なく、相手方から機密と指定して開示された情報（以下「機密情報」といい、当社の機密情報としては技術資料が含まれるものとする）を、次の各号の定めに従い取り扱うものとします。
①機密を保持するものとし、事前に開示当事者の文書による承諾を得ることなく第三者に開示しないこと。
②本サービスの目的の範囲内でのみ使用、複製及び改変すること。
③開示当事者から要求があった場合、速やかに開示当事者に返却又は自らの責任で消却すること（機密情報の複製物及び改変物も同様とします）。
２．本条第１項第１号の定めにかかわらず、お客様及び当社は、開示当事者から開示を受けた機密情報について、法令上の定めに基づき官公庁等から開示の要求を受け、かつ、当該官公庁等に対して当該機密情報の開示の義務を法令の定めに基づき負う場合、当該当事者は、当該開示の義務を負う機密情報のみを、当該開示の義務を負う官公庁等に限り開示できるものとします。
３．前２項の定めは、次の各号のいずれかに該当する情報には適用されないものとします。
①開示当事者から開示される前に既に受領当事者が適法に保有していた情報
②開示当事者から開示された機密情報によることなく、受領当事者が独自に開発した情報
③公知の情報
④受領当事者が機密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
４．本条第１項から第３項までの定めは、契約期間とは無関係に、機密情報ごとに受領当事者が開示当事者から当該機密情報を受領した日より１年後まで適用されるものとします。
５．お客様及び当社は、機密保持期間が終了したとき、開示当事者の求めがあったとき、又は本サービス提供のために必要がなくなった場合には、開示当事者の指示に応じ、機密情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄するものとします。開示が電子文書又は電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法に関してはお客様と当社協議の上定めるものとします。

第１７条（個人情報）
１．本サービスの提供に伴いお客様から当社への個人情報の預託が必要とされる場合、別途個人情報の取扱に関する契約を締結するものとします。

第１８条（窓口担当者の選任）
１．お客様及び当社は、本サービスの履行に関する連絡・確認を行うためそれぞれ窓口担当者を定めるものとし、書面をもって相手方に通知するものとします。
２．本サービスに係る連絡・通知は、原則として窓口担当者宛にこれを行うものとします。

第１９条（再委託）
１．当社は、本サービスの全部又は一部の提供を、当社の責任において第三者に再委託することができるものとします。

第２０条（損害賠償）
１．当社は、本契約に別段の規定がある場合を除き、本契約の履行又は不履行に伴い重大な過失を原因とする損害が発生した場合において、現実に発生した通常かつ直接の損害に対して、損害の発生した個別の本サービスに係る利用料金相当額（利用料金が月額払いの場合は損害の発生した当該月の月額料金相当額、年額払いの場合は損害の発生した当該年度の年額料金相当額、一括払いの場合は一括払い金額相当額とします）を限度額として、お客様に対する賠償の責を負うものとします。
２．当社の責めに帰すことのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、データ・プログラム等無体物の破損、滅失、及び第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害については、責任を負わないものとします。
３．当社は、本条の定め以外は、お客様に生じた損害及び知的財産権侵害に関して、一切責任を負いません。

第２１条(責任の制限)
１．当社は、本契約に別段の定めがある場合を除いて、本サービスを現状有姿でお客様に提供するものであり、明示であると黙示であるとを問わず、正確性、商品性、有用性、お客様の特定の目的に対する適合性を含むその他の保証を一切行うものではありません。
２．お客様及び当社は、次の各号に掲げる事由又は当事者の支配を超えたその他の事由により蒙った損害(サービスの中断、遅延等が生じた結果による使用不能あるいは情報の滅失を含む)については、互いにその責を負わないものとします。
①地震、火災、その他の天災地変、戦争等当事者の支配を超えた事由により生じる損害。
②電子計算機、電力事故、輸送機関等の事故又は保全に必要な工事等に起因する損害。
③法令制度の改廃又は公権力による命令処分により生じる損害。
④第三者の物理的又は電子的侵害行為(ソフトウェアウイルス、有害コード、ハッキング等不正アクセス行為を含みます)による損害。
⑤当社の責によらないハードウェア及びソフトウェアの不具合による損害。
⑥お客様による本サービスの操作ミス、又はお客様又はその指定する者が設置、維持管理するハードウェア及びソフトウェアの障害に起因する損害。
⑦当社以外の者が提供するソフトウェア又はデータの誤謬に起因する損害、お客様のサービス又はネットワークの不具合に起因する損害。
⑧当社の予知できなかった設備、本サービス、ソフトウェアの不具合、トランザクションの過度の集中によるソフトウェアに関するシステムのダウンに起因する損害。
⑨電気通信事業者、インターネット接続プロバイダ、プロバイダの責に帰すべき故障、アクセス不能、性能の劣化に起因する損害。
⑩他社サービスに起因する損害

第２２条（契約期間）
１．契約期間は、注文書等に記載の通りとします。但し、期間満了の２週間前までにお客様・当社いずれかから書面による終了の意思表示がない限り、契約期間は、自動的に１年間更新されるものとし、その後も同様とします。
２．前項の定めに係わらず、第４条、第５条、第８条、第９条、第１４条乃至第１６条、第２０条、第２１条、及び第２３条乃至第３０条の定めは、契約期間終了後も有効に存続するものとします。

第２３条（中途解約）
１．お客様は、契約期間中（第２２条第１項但し書きに基づき契約期間が更新された場合は、当該更新後の契約期間を意味します）に本サービスの全部又は一部を中途解約する場合は、中途解約の効力発生希望日（以下「効力発生希望日」という）の２週間前までにその旨を書面にて当社に通告するものとします。

第２４条（契約の解除）
１．お客様又は当社は、相手方がその責に帰すべき事由により本契約の条項のいずれかを履行しないときは、書面による催告を行い、３０日以内になお履行がないときは書面による通知をもってただちに本契約を解除することができるものとします。
２．お客様又は当社は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何ら催告することなく、ただちに本契約を解除することができるものとします。
①支払の停止、又は差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき。
②任意整理に着手したとき。
③手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
④公租公課の滞納処分を受けたとき。
⑤監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があったとき。
⑥廃業、転業あるいは重要な営業権もしくは営業資産の譲渡等の処分の決議を行ったとき。
⑦資産、信用又は事業に重大な変化が生じ本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
⑧自ら又は第三者を介して、相手方に対し、暴力行為、脅迫行為、詐術行為、業務妨害などの違法行為をしたとき。
⑨自らとその役員、重要な地位の使用人、主要な株主、主要な委託先もしくはこれらに準ずる者等（以下あわせて「自己の経営関係者等」という。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はその関係者、その他反社会的勢力（以下あわせて「暴力団等」という。）であることが判明したとき、自己の経営関係者等が暴力団等の維持運営に協力もしくは関与していることが判明したとき、又は自己の経営に暴力団等が関与していることが判明したとき。
３．前項各号の事由の一が生じた場合、その事由が生じた当事者は、期限の利益を喪失するものとし、その相手方は、当該時点における全債務の弁済（事由の一がお客様側に生じた場合、お客様の債務には当該時点までの未払いの利用料金および解約料金が含まれます）を請求することができるものとします。また、相手方がただちに本契約を解約しない場合であっても、書面によって解約権を放棄しない限り、一旦発生した解約権は消滅しないものとします。
４．お客様の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、お客様がすでに当社に支払った料金があっても、当社は、払い戻ししないものとします。
５．本条第１項又は第２項の規定により本契約が終了した場合、お客様又は当社は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第２５条（契約終了時の措置）
１．本契約が終了した場合、お客様及び当社は、本契約に関して相手方から提供されたデータ及びソフトウェア（改変物・複製物を含む）を、相手方の求めに従い、すみやかに返還するか又は抹消若しくは破壊するものとし、これが終了したことを証する書面を相手方に提供するものとします。
２．本契約が終了した場合あるいは本契約の終了が予定される場合、お客様は、本サービスの利用停止作業（ジョブの停止作業、各種データの抹消作業の他、お客様の求めによる各種データの帳票印刷、電子媒体への記録を含むがこれらに限定されない）に伴う作業費用を、当社の請求に基づき支払うものとします。なお、当該作業費用は、別途お客様に提示される当社所定の料金テーブルに基づき算出されるものとします。

第２６条（権利及び義務の譲渡）
１．お客様は、事前の当社による書面による承諾を得ることなく、本契約により発生する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保の目的に供し又は引き受けさせてはならないものとします。

第２７条（輸出管理）
１．お客様における本サービスの利用形態によっては、輸出入関連法令の適用を受け、所定の手続きが必要となる場合があります。この場合、お客様は、本サービスの利用地における輸出入関連法令を遵守するとともに、お客様自身の責任と判断において、所定の手続きを行うものとします。

第２８条（準拠法及び裁判管轄）
１．本契約は、日本国法に準拠し解釈判断され、一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第２９条（完全合意）
１．本契約は、当事者間の完全な合意であり、本契約の効力発生以前又は以後の他の全ての表明、交渉、了解、連絡又は通知（いずれも口頭又は書面等の形式の如何を問いません）に優先します。但し、本契約の定めは、法律上排除又は制限しえない強制力がある場合は当該排除し得ない強制力の及ぶ範囲に於いて、適用されないものとします。
２．本契約の一部が無効であり強制力を有しないものと解された場合であっても、本契約のその他の部分の有効性は何ら影響を受けず、効力を維持するものとします。

第３０条（協議）
１．本契約に定めない事項、又は本契約の解釈上疑義を生じたときは、お客様と当社協議の上誠意をもって解決をはかるものとします。
以上